

第3次牧之原市総合計画に関する特別委員会

日 時	令和4年8月10日（水） 閉会中	10時11分 開会 10時37分 閉会
場 所	相良庁舎4階 大会議室	
出席議員	委員長 12番 太田佳晴 副委員長 13番 中野康子	
	1番 石山和生 2番 谷口恵世 3番 絹村智昭	
	4番 名波和昌 5番 加藤 彰 6番 木村正利	
	7番 松下定弘 8番 種茂和男 9番 濱崎一輝	
	10番 原口康之 11番 大井俊彦 14番 大石和央	
	15番 村田博英 16番 植田博巳	
欠席議員		
傍 聴		
事務局	局長 原口 亨 次長 本杉裕之 書記 大塚康裕 書記 本杉周平	
説明員		

署名 _____ 委員長

開会の宣告

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

それではただいまより、第6回の第3次牧之原市総合計画に関する特別委員会を開催いたします。

本日は、前回まで、皆様からいただいた牧之原市総合計画の第3次の総合計画の基本構想と前期の基本計画について意見をいただき、それを一つ一つ皆さんで協議いたしました。その結果を意見書として提出するに当たりまして、皆さんに確認をしたところで提出するというので、スケジュールの中で示してあります。

今日は、意見書の案ができましたので、皆さんに、昨日タブレットへ入れさせてもらって、確認してきてもらって、もし今日ご意見があれば修正して、速やかに提出して、9月議会の基本構想の議案の作成のほうに生かしていきたいと、そんなふうを考えております。

2 事件 (1) 第3次牧之原市総合計画基本構想及び前期基本計画（案）意見書の提出について

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

それでは（1）になりますけれども、第3次牧之原市総合計画基本構想及び前期基本計画（案）意見書の提出について、全体を通してご意見がありましたら、お願いいたします。もしないようでしたら、このまま提出ということでしたと思います。

ご意見をお願いいたします。

名波委員。

○（名波和昌君）

前回の特別委員会で当局に来ていただいて、こちらからの質問事項をいろいろお答えいただいたんですが、その前のところでも、用語解説を入れていただきたいというようなことがあったと思うんですが、それが今回の意見書の中に反映されていなかったものですから、その辺はどういう形で意見書として提出されるのかなと思ひまして。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

分かりました。

前回、当局が来ていただいて、それで皆さんから直接やり取りしてもらった。それについては、これを出して、それと合わせて当然回答はいただくようになっています。ですから、今日の基本構想と前期の基本計画（案）の意見書、これについての回答、それと併せて前回の皆様から直接確認していただいた意見についての回答も併せていただいて、それはまた、この特別委員会で皆様にご報告すると、そのような段取りになります。

以上です。

石山委員。

○（石山和生君）

そもそもの質問をさせていただきたいんですけども、こちらの意見書を出して、行政側からその意見に対して回答があって、私たちが納得するようなものであれば修正はしないという、意見書の立ち位置というのは、そのぐらいだと認識をして大丈夫なんでしょうか。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

一番最初、この特別委員会を設置して、今後のスケジュールを決めていく中で、まずは9月議会に示される、提出される議案のある意味事前にこういう形で基本構想、また前期の基本計画をするべきだという、それを皆さんで、案について検討していただきました。それで、それをもってこの特別委員会の見解を一つにして、当局に意見として出して、それについて回答。もし、それについて修正をすれば、それは統一的な意見が反映されたということなんですけれども、どうしても当局がこの特別委員会の意向とは違うということで、当局側の主張があって、それがもし、我々としても納得できるものなら、それはそれでいいと思うんです。

でも、どうしても納得できない場合は、もうこれは9月議会で当局が議案を上程しまして、それで当然特別委員会で、今度は本会議の中で付託されて、特別委員会として付託議案審査をします。その中でまたしっかり審査して、それでもし、もしこの特別委員会として認められない場合は、当然これは否決ということもあり得ると思います。だから、そういった形で、今後の段取りは進めるつもりです。

石山委員。

○（石山和生君）

承知いたしました。

もう一点、基本計画も今回、意見書を今回出すという認識で。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

そうです。

意見書については、議決事項ではございませんけれども、9月議会の添付資料になるということですので、これも議案の資料として示されるものですから、それについてもある意味、基本構想とリンクしている部分も当然あるものですから、それを我々委員会として、整合性が取れるような形で皆さんに意見をいただいて、それも意見として提案しているつもりです。

石山委員。

○（石山和生君）

となると、基本計画で今回意見なしと書いてあるところは、今後も意見が、要するにこれで意見なしと書いてあるところは、いいよとここで認める、議会として、この特別委員会として認めるということになるという認識でいいでしょうか。というのも、基本構想に関しては、恐らく議決があって、ここで本当にしっかりちゃんとやらないといけないと思っているんですが、計画に

関しては、もうちょっと猶予があるイメージだったので、もうちょっとちゃんと見ていったほうがいいのか。出されたときは、たしか1週間ぐらいですごい分量を全部、恐らく全員が細かく見ていないんじゃないかなと思っていて、ここで意見なしという形で提出してしまうと、また意見を出すんかいと行政側は思うかなと思って、そこの立ち位置を確認しておきたかったです。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

それについては、私は特別委員会を設置する前に、市長に直接全協だったか何かで確認したと思うんですけども、報告か、この総合計画の。そのときに、基本構想は議決事項だけれども、基本計画については議決事項ではない。自治基本条例の、私は条文から読み解くと、基本計画も議決事項であってもおかしくないじゃないかという質問をしたとき、市長は、市長の答弁は、基本計画についてはその時々で、やはり弾力的に変更していけるような形がいいから、議決には入れていないと、そのほうがいいよということですから、今、石山委員が心配するように、ここでなしということを出しても、それはそれでもう確定ということでは、当然当局もそうではないということで認識しているし、我々もそれでいいと思うんです。

この特別委員会の議論の中で、今はなしということなんですけれども、これはずっとなしではなくて、例えば私は、9月議会で上程されてから、それで特別委員会の中でまた改めて、いろいろな意見を出すというのは、それはいいと思うんです。ですから、現時点での皆さんが考えることということで、考えていただければと思います。

石山委員。

○（石山和生君）

現時点でのというところが、皆さん委員会の中でも、行政でもちゃんと、すり合わせというか、ちゃんと認識が一致していればいいんじゃないかなと思いました。

中身のこともいいですか。

D Xの導入を積極的に明記というのが書いてあるんですが。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

どこですかね。

○（石山和生君）

6の実現に向けた基本的な考え方の姿勢の（1）の②公民連携・市民協働のところ。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

2ページ目ですね。2ページ目の②です。

○（石山和生君）

D X導入を積極的に進めることというふうに書いてあるんですけども、これ、基本計画の重点戦略のところに書いてあるんですけども、前のところで自分が欠席しているときに話し合っているのかもしれないんですけども、あえてここにというのは、そういう議論というか、あったのかなと思って。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

このDXの導入については、ここだけではなくて、ほかの基本計画のほうとか、いろいろな随所で、それはご意見は出ました。ある意味ここに集約して入れたんですけれども、これはある意味、私は全体としての意見ということで、そんな多分回答が返ってくるんじゃないかと思います。

ですから、この公民連携・市民協働の中にDX導入について、もう少し踏み込んだ表現を当局側で、特別委員会の指摘ということという当然可能性もあるし、それは意見を待つという。

だから、先ほど言ったように、それを待って、今度は上程される基本構想がどういったものか、我々はしっかり特別委員会としてチェックすればいいと思うんです。

石山委員。

○（石山和生君）

意見を出して、それは行政が例えば、これは書いてあるから、ここにはいないんじゃないかとかいう意見がまたあってという、そのキャッチボールをとということですね。では、大丈夫です。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

ほかにご意見、どうでしょうか。

植田委員。

○（植田博巳君）

この文章の中に、「考えるべき」だとか、「と考える」とか、「にすべき」だとか、いろいろ最後の言葉が全部違うんですけれども、その辺の意味合いを教えてください。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

なかなか表現って難しいと思うんですけれども、当然、考えるというのは、総意として考えるということで、私も文章を見ているときに、「考える」なのか、「そうすべき」であるとか、すべきという表現も使っています。だから、どっちにしてもいいんですけど、あまり同じ言葉がつながるのもという、単純なあれです。ですから、ある意味、言葉が分かればいいのかという、そんな。

植田委員。

○（植田博巳君）

そうすると、この意見書というのは、この特別委員会でこういう意見が出ましたよという意思表示だけという認識でいいんですか。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

だけというか、これは非常に重いもので、我々全ては示された基本構想と基本計画の案について、修正すべきだということを皆さんで意見一致を見て、それで出すものですから、ただ出して終わりではなくて、これはやはりこの特別委員会とすれば、このように修正すべきだということですから、恐らくかなりの部分はこれで修正してくると私は思っておりますけれども。そのくらい、やっぱり特別委員会の皆さんの意見というのは大変な意見だと思います。

○（植田博巳君）

そうすると、すべきという表現のところは、あくまでもこういうふうにしなさいというような

形の意見書。それで、考えるべきであるというのは、考えてちょうだいよと、そういう受け止め方でよろしいということですか。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

しなさいというちょっと語弊があるものですから、しなさいではなくて、やはり当局は当局の考えがあると思うんです。それと、この特別委員会の考え。だから、特別委員会とすると、やはりそれは修正すべきだという、一致した考えだということで、それを当局がどう受け取るかということなので、議会の圧力を使って、例えばすべきだと、しなさいとなれば、当局はやはりするしかないというふうに追い詰められると思うんです。それよりもやはり、本当にいいものをつくるためには、委員会の考え方、当局の考え方をしっかりやっぱり正面でぶつけて、一番いいものをつくるものがないと思うものですから、私はこの辺の表現が、一番当たり障りがないかなと思いました。

植田委員。

○（植田博巳君）

そうすると、すべきという言葉を考えてか、そういう言葉に統一したらいかがでしょうかね。すべきという。だから、すべきなのか、すべきという表現をやめて、委員会としてはこう考えるけどという意見書にするほうがいいのかと思うことと、あと意見なしという項目があるじゃないですか。これはもう消しちゃっていいんじゃないのかなと思います。項目ごとに、一個ずつ意見なし、意見なしじゃなくて、意見があるところの部分だけ抽出して表現したほうがすっきりするのかと思います。いかがですか。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

それは、どちらでもフォームですからいいんですけれども、ただ、分かりやすくするために、一応このようにしたままで、皆さんがそれについてはなしのほうがいいよ、ないところは抜いて、あるところだけならというなら、それはそれでいいと思います。

それともう一つ、すみません。考えるについては、また今から皆さんの意見を聞いて、修正するならそれでも構いませんので。

木村委員。

○（木村正利君）

私も議長がおっしゃったとおりの、意見なしという、全部なしかなと思うので、ここは全部省いておいたほうがいいのかと感じました。

以上です。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

分かりました。

それでは、今、ご提案がありました件ですけれども、意見のないところは省くということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、これは意見なしは省いてつくります。

それと、「考える」については、どうしますか。表現を「すべき」ということで統一する。

○（植田博巳君）

先ほどの委員長の話だと「考える」の方向にしておいたほうがいいのかと思います。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

分かりました。

大井委員。

○（大井俊彦君）

今のことなんですけれども、これはあくまでも意見書ですから、ここで語尾を統一する必要性は一切ないと思いますよ。だから、受け取る側の選択肢を増やす意味でも、当局の選択肢を増やす意味でも、「考える」という項目があってもいいし、そういうふうにするべきだという意見だということで、ここの語尾を統一する必要性は一切ない。この表現がどこかへ出るわけではないですからね。これは意見書として向こうへ出すわけですから、受け取ったほうが、意見書としての選択肢を、向こうの受け取り方の選択肢を増やしておいたほうがいいと思います。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

分かりました。

一つ私が説明ちょっと不足したのが、「考える」と「すべき」の違いというのは、少しあるんです、正直。すべきは、はっきり間違いなくこれは、そのようにしたほうがいいのか、明らかに間違っていると思われる部分については、なるべく「すべき」にしました。

○（大井俊彦君）

そういう意見だよということだもんですからね。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

それで、それは選択の余地が、この特別委員会としてはこう考えるけれども、当局の考えもあるだろうから、そこはしっかり考えてもらいたいというような、何となく含みが皆さんの意見の中にも感じたものは考えるというような形の表現にはしたつもりです。

どうでしょうか、このただいまのご意見について。要は、考えるという表現は、すべきに統一したほうがいいのかというご意見と、そうではなくて、やはり当局側にもある程度の選択肢を持たせるためにも、「すべき」と「考える」を両方、ある意味使い分けていくという。

大石委員。

○（大石和央君）

確認も含めて。この意見書の性格ということがどうなのかというふうに思うんですけれども、この意見をまとめた中で、当局から回答をもらうという、こういうスタイルを取っての意見書というふうになっていますので、その意味からして、一つは私は認識として、ここに意見書として表現されていることに100%は同意はしていないけれども、しかし皆さんの意見というものも、それぞれあろうかということで、それでよしとするというようなこともあるというふうに思っ

います。

ですので、例えば私の場合は、(2)の土地空間利用の基本的な考え方の中での、①のところの「強く押し進める」というような表現にしたらどうかというような提案について、その富士山型ネットワークへの質疑されたんですけれども、まだ納得していない部分があるので、別に「転換を進めます」という表現でいいのではないかとは思いますが、でも強くやはりそこは意思表示すべきだという意見というものを尊重すれば、これはこのままでもいいのかなというふうに思っているんです。そうした意味合いで、つまり必要があるとか、しなければならないとか、こう変えろとかいう表現というのは、この意見書の性格というものを反映されるような表現がよろしいかなというふうに思っております。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

分かりました。

今、大石委員が言われたように、やはりなるべく細かく、一つ一つ皆さんの意見を検討、協議をしてもらったつもりです。ただ、そういう中で、恐らく皆さんそれぞれが、自分はこう思ったけれども、全体がそうならば、こんな感じだというので、それはある程度の妥協の中で、皆さんそれぞれこういうふうにまとめていただいたと思います。

ですから、今、大石委員が言われたように、それは極論を言えば、これではとあるかもしれないんですけれども、もしそれは、先ほど石山委員のお話にもありましたように、どうしても自分はこれにこだわるという場合は、最終的に議案として上程された後の、付託された特別委員会、もしくは本会議の中でしっかり主張してもらえないかなと、そんなふうに思っておりますので、その辺は少し弾力的に考えて意見書を出させてもらうということで理解していただければと、そんなふうに思います。

どうでしょうか。今の意見も踏まえて、統一するか、どうかというご意見は。

石山委員。

○（石山和生君）

僕もどちらかというところ、「すべき」はちょっと強過ぎるのかなというふうには思います。「すべきではないか」とか、私たちはすべきだと思っているけど、どうでしょうかくらいの感じのほうがいいんじゃないかなとは思っています。全部考えるにするとかじゃなくてもいいと思いますけど、取りあえず強い口調のものは、そういうふうになっているけれども、どうでしょうかくらいのスタンスのほうがいいんじゃないかなと、ちょっと思いました。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

分かりました。

種茂委員。

○（種茂和男君）

これが全て最終ではないわけですね。こういった意見、いろいろな今ご意見とか、べきだとか、いろいろ出ていますが、当局側へ出して、向こうから来たのもう一度最終的にちゃんと

判断したほうがすっきりいくじゃないかなとは、私なりに思います。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

分かりました。

恐らくこれと、先ほどお話ししました、皆さんがこの間、直接ご意見を、質問をぶつけていただいた、その回答と併せて次回やります。回答をいただいて。そのときに、もしかしたら当局側から、少し分かりが理解できなくて、やり取りの中で修正があるかもしれない、そんな感じです、今は。だから、これはもう完全にコンクリートで、何でもこれにしないとしないよとか、そういうことではないものですから、あくまでも意見として、今回のものは捉えてもらえればと、そんなふうに思います。

どうですか。いいですか。

石山委員。

○（石山和生君）

結構広く考えるべきだと意見を出して、それがどういうふうに反映されたいかみたいなものというのは、どういうふうに僕たちは捉える。例えば、僕とかだったら農業に関してとかは、農業に一言取りあえずちゃんと入っていれば、それは計画のほうでちゃんとやってくれているから。だけど、農業というこの二文字が入っていないのはおかしいと僕は思っているんですけども、そうではなくて、この意見としては、農業についてちゃんと項目を設けて、農業の黒ポツの下に何か文章が入るみたいな、僕たちがどこまでを要求というか、思っているのかみたいところで意識形成みたいなものって、今現在されているのかなというのはちょっと不安になったんですけども。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

ですから、これを出して、当局がどのように判断して直すかということです。それを今度のときに、当局が回答してくれるものですから、そのときにまた、それぞれのやり取りは可能だと思います。だから、そこでもし、当局の回答に不足な部分があれば、そこはきっちりご意見していただければ、いいと思いますので。

それでは、よろしいですかね。

そういったことで、少しそれぞれ思うところはあるかもしれませんが、まだ、弾力的な含みを残すということで、こんな感じで出させてもらいます。

それと、1枚目のとびらですけども、これは当然市長に提出するわけなんですけれども、一番最初のときに、大石委員のほうから、提出者は最終的にはどうなるんだということで問いかけがあって、これは意見書の提出、また最終的には提言のときに、また皆さんにお諮りしながらということで、そのときは回答を私はしたつもりです。

今回、意見書ということで、ここは一応抜いてありますけれども、ここを特別委員会で市長宛てに出すのか、議長なのか、その辺を少し皆さんからご意見をいただいて、それで判断しようと思いますけれども、ご意見をお願いしたいと思います。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今回、この総合計画によって特別委員会を設置してあるものですから、私はこの特別委員会の名前で、委員長の名前で出せばいいかなと思います。所管でいえば、これは総務建設委員会になりますけれども、あえて今回は総務建設委員会だけではなくて、全体で話し合いをするということで、そのときにも全協ではなくて、特別委員会を設置するというので設置したものですから、それだけ重たいものであるなと思うものですから、私は特別委員会で委員長の名前で出せばいいかなと思います。

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

どうでしょうか。今回、特別委員会ということで全体で協議を重ねてきたということだと思います。それで特別委員会で出したらということなんですけど、ほかにご意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

それでは、よろしいですか。今回は特別委員会ということで、市長にこんなフォームで出させてもらいます。

それで、先ほど来、お話しするように、これについてはしっかり回答をいただくということで、それは申入れをちゃんとしますので、またそのとき、皆さんで忌憚のないご意見をしっかりと行ってってもらいたいなど、そんなふうに思います。

3 その他 （1） 次回開催について

○総合計画特別委員長（太田佳晴君）

それで、次回ですけれども、8月17日、議員全員協議会がございますけれども、その終了後に予定しておりますので、またよろしくお願ひします。

それでは、全体を通して何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

それでは、本日の第6回の特別委員会を以上で終了します。ありがとうございました。

〔午前 10時37分 閉会〕